

諮問第 43 号

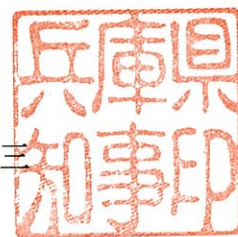
兵庫県環境審議会

「第 4 次兵庫県環境基本計画」見直しの基本的事項について（諮問）

環境の保全と創造に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定した「第 4 次兵庫県環境基本計画」の見直しを行いたいので、同条第 3 項の規定により諮問します。

平成 29 年 8 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏 三



〔諮問理由〕

環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として平成 26 年 3 月に「第 4 次兵庫県環境基本計画」を策定した。

その後、「パリ協定」が発効されたものの、米国の離脱表明により、国際的な取組への機運低下等も懸念されているが、本県としては地球温暖化対策を後退させないためにも、再生可能エネルギーによる地域活性化や削減代替措置の仕組みづくり、適応策の一層の推進など、新たな視点からの検討が必要である。

また、人里で出没が相次ぐツキノワグマ対策や、ヒアリをはじめとする危険な特定外来生物の防除、さらには人口減少社会における里地・里山の保全・再生など、人と自然が共生・共存するための新たな対策が求められている。

本計画では原則として 5 年ごとに見直しを行うこととしているところであり、これらの社会情勢や環境課題の変化等に適切に対応することが求められていることを踏まえ、今後の環境施策の方向性を県民に示すため、計画見直しの基本的な事項について意見を求めるものである。

環境基本計画検討小委員会の設置について

「第4次兵庫県環境基本計画」の見直しに向けた検討を行うため、環境審議会運営規程第10条に基づき、環境審議会総合部会のもとに環境基本計画検討小委員会を設置する。

同小委員会に属する委員は、次頁のとおりとする。

兵庫県環境審議会運営規程（抄）

（小委員会）

第10条 会長又は部会長は、必要な事項を調査審議するため、そのつど審議会または部会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員は、会長又は部会長が指名する。
- 3 小委員会に小委員会の長を置く。
- 4 小委員会の長は、小委員会に属する委員及び特別委員の内から、会長又は部会長が指名する。
- 5 小委員会の長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 6 小委員会の会議については、小委員会の長が招集する。

環境基本計画検討小委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職	専門分野
岡本 孝子	生活協同組合コープこうべ 理事	県民生活
小川 雅由	NPO法人こども環境活動支援協会 理事	環境学習
川井 浩史	神戸大学 教授	海洋生物学
北野美智子	兵庫県連合婦人会 会長	県民生活
小林 悦夫	(公財)ひょうご環境創造協会 顧問	環境政策
権藤 眞禎	元神戸市立王子動物園長	動物学
◎鈴木 胖	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター 所長	エネルギー
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長	緑地計画
中野加都子	甲南女子大学 教授	廃棄物リサイクル
新澤 秀則	兵庫県立大学 教授	環境経済
服部 保	兵庫県立大学 名誉教授	植物生態学
山中 詩子	遊びワークショッププランナー	公募委員
横山 真弓	森林動物研究センター 研究部長、 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
吉武 邦彦	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長	事業者

◎印は小委員会委員長

以上 14 名